

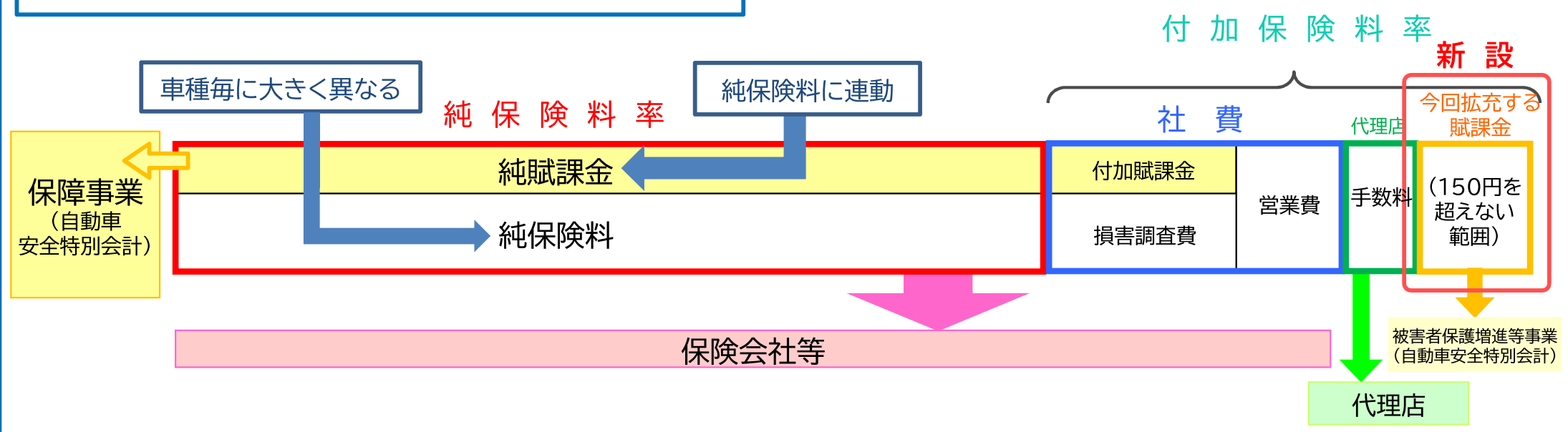
# 賦課金額の考え方について

---

令和4年11月25日  
自動車局

# 自賠責保険料の構造について

今後の自賠責保険料の内訳(改正法施行後～)



## 主な車種による自賠責保険料の違い

車種の例	自賠責保険料(令和4年4月時点)※1
営業用乗用車(法人タクシー)※2	93,120円(1年契約)
自家用普通乗用車	12,700円(1年契約)
原付	7,070円(1年契約)

※1 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率に基づき作成

※2 営業用乗用自動車はA区分(東京23区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く))の保険料を記載

# 新たな賦課金額の考え方について

## 考え方について

- ・前回のご議論において、全車種一律ではなく、何らかの差異を設けるという方向で合意を頂いたところ。
- ・車種により保険料が異なることを踏まえ、大多数(全契約台数の約4分の3)を占める自家用乗用車(普通、軽)を中心に、自家用乗用車とは保険料が異なる車種グループ(高いグループおよび低いグループ)を設定する。

## 賦課金額の考え方(150円上限)

グループ1

例)タクシー

グループ2

例)自家用乗用車

グループ3

例)原付

車種別の保険料を  
一定程度勘案しつつ、  
3グループに分類